

おたふくかぜワクチン

接種費用一部助成事業のお知らせ

飯綱町では、おたふくかぜワクチン接種費用の一部助成を行っています。

希望する方は、下記及びおたふくかぜワクチン接種説明書（別紙）をよく読み、理解したうえで、町内指定医療機関で受けましょう。

記

対象者	町民で生後 12 月から 36 月に至るまでの間にある方で、おたふくかぜにかかったことがない幼児の保護者 ※
助成額	4,000 円（上限） ※保護者の方は、医療機関の接種料金から助成額（4,000 円）を差し引いた料金を医療機関にお支払いください。
持参するもの	・母子健康手帳、健康保険証 ※ <u>予診票は指定医療機関に置いてあります</u> ので、接種時にご記入ください。 ※事前に予診票の交付を希望する方は、必ず、母子健康手帳をご持参のうえ、飯綱町健康管理センターで手続きを行ってください。
接種場所	飯綱町内の指定医療機関 （飯綱病院、丸山医院、牟礼診療所） ※接種の際は事前に電話で予約（確認）のうえお出かけください。
助成回数	1 回

※（経過措置があります）

令和 2 年 3 月 31 日までの期間において「生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある方」とあるのは平成 29 年 4 月 1 日以降に生まれた方に限ります。

【注意事項】

○今回のワクチン接種は、保護者の希望により受けるものであり、法律上の義務ではありません。

○アナフィラキシーショックなど副反応の発生を確認するため、接種後はすぐには帰宅せず 30 分程度は医療機関で様子を見ましょう。

○町外の医療機関で予防接種を希望する方は、申請方法が異なります。裏面の申請方法をご覧ください。町外の医療機関で接種を希望する場合は、ウェブサイト等で詳細をご確認ください。

裏面もご覧ください

町外の医療機関で接種を希望する場合（自主接種）

対象者	平成 31 年 4 月 1 日以降に町外の医療機関で自主接種（個別接種）した方 町民で生後 1 2 月から 3 6 月に至るまでの間にある方で、おたふくかぜにかかったことがない幼児の保護者
助成額	4, 0 0 0 円（上限）
持参するもの	・ 自主接種の領収書（医療機関発行の原本） ・ 予診票の（写し）又は母子健康手帳
申請場所	・ 飯綱町健康管理センター窓口（保健福祉課健康推進係） 飯綱町おたふくかぜワクチン任意予防接種助成金申請書兼請求書（様式第 4 号）に記入し申請します。
助成回数	1 回
助成方法	償還払いによる方法（申請者が医療機関において予防接種を受け、その費用を支払った後に、飯綱町へ申請することにより補助する方式）

【問合わせ先】 保健福祉課 健康推進係（飯綱町健康管理センター）
電話 2 5 3 - 6 8 4 1

裏面もご覧ください